

○琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年 2 月22日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第 2 条 条例第 4 条に規定する申請は、琴浦町公の施設の指定管理者指定申請書(様式第 1 号)とする。

2 条例第 4 条第 1 号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人である場合にあっては、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法人の登記簿謄本
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 直近の 3 年度の貸借対照表及び損益計算書(設立から 3 年を経過していない場合にあっては、設立時からの貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 条例第 3 条第 5 号において付加的な選定の基準が定められている場合にあっては、当該基準に適合することを証する書類
- (5) その他町長(教育委員会が管理することとされている公の施設にあっては、教育委員会。以下「町長等」という。)が必要と認める書類

3 条例第 4 条第 1 号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあっては、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
- (2) 直近の 3 年度の収支決算書(設立から 3 年を経過していない場合にあっては、設立時からの収支決算書)
- (3) 条例第 3 条第 5 号において付加的な選定の基準が定められている場合にあっては、当該基準に適合することを証する書類
- (4) その他町長等が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第3条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、琴浦町公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第5条に規定する指定管理候補者の選定にあたっては、委員会の意見を聴くものとする。

(選定結果の公表)

第4条 町長等は、指定管理者の選定結果として次に掲げる事項を、適当と認める方法により公表しなければならない。

- (1) 指定管理者の候補者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 公募の状況
- (3) 選定の方法
- (4) 選定の概要

(指定管理者の指定の通知)

第5条 町長は、条例第9条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、琴浦町公の施設の指定管理者指定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月13日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。